

innoventier 弁護士法人
Power for the Business
企業法務相談室

（第67回） 弁護士 上田 亮祐
う えだ りょうすけ

2015年神戸大学法学部卒業、2016年司法試験予備試験合格。2017年に神戸大学法科大学院を修了し、同年の司法試験に合格。2018年に司法修習を修了、同年弁護士登録（大阪弁護士会）。主たる取扱分野は一般企業法務、知的財産法等。



今回の相談

日本で初めて秘密特許制度が創設されることですが、これはどのような制度でしょうか？

我が国の安全を損なうおそれが大きい発明を保全対象として指定するもので、特許出願した発明が保全対象に指定されると、その出

特許出願非公開制度について

願は非公開となつて審査を受けられず、発明の実施や開示が制限されます。対象となる発明は、政令で別途定められる技術分野や要件に該当するものに限定されます。

一 経済安全保障推進法について

令和四年五月一日、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「推進法」といいます。）が成立し、同月一日に公布されました。この推進法が規定する制度は、大きく分けて①特定物資の安定的な供給の確保（六条、四八条）、②特定社会基盤業務の安定的な提供の確保（四九、五九条）、③特定重要技術の開発支援（六〇、六四、六五条）、そして④特許出願非公開制度（六五、八五条）の四つで、このうち④に関する各規定は、政府が基本方針を定めることを謳う法六五条を除いて、推進法の公布から二年以内に施行するものとされています。

二 非公開の対象となる特許出願

特許出願は全て公開するのが原則とされ、これにより、第三者が既存の技術を踏まえて新たな研究開発を行うことが可能になります。

これに対する特例として、推進法は、国家及び国民の安全確保に関わる「特定技術分野」に属する発明に限定して、特許出願を非公開とする旨を規定しています。

この「特定技術分野」とは、具体的には「公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれる技術の分野」として国際特許分類：またはこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるもの（推進法六六条一項）と定義されており、あらかじめ政令で定められた技術分野に属する発明が記載されている場合にのみ、特許出願が非公開とされる可能性があります。

また、政令で「特定技術分野」と定められた場合であっても、軍事目的だけでなく民生用にも利用できる、いわゆるデュアルユース技術については、特許出願を非公開とする研究開発・イノベーションの阻害といった弊害が生じるおそれがあります。そのため、推進法六六条一項は、「特定技術分野」のうち、特許出願を非公開とすると産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術分野として事前に政令で定めるものについては、別途政令で定める要件を満たした場合にのみ、非公開の対象となり得ることを定めています。

具体的にはどのような技術分野が「特定技術分野」として定められるか、また特定の技術

分野についてどのような要件が加重的に定められるか、詳細は不明ですが、「経済安全保障法制に関する提言」（令和四年二月一日、経済安全保障法制に関する有識者会議）では、核兵器の開発につながる技術及び武器のみに用いられるシングルユース技術のうち、我が国の安全保障上極めて機微な発明を基本として、非公開の対象となる発明を選定すべきであるとされています。また、デュアルユース技術については、技術分野を絞るとともに、

国費による委託事業の成果である技術や、防衛等の用途で開発された技術、あるいは出願人自身が了解している場合などを念頭に、支障が少ないケースに限定するべきである旨が指摘されています。

このような指摘を前提とすると、核兵器の開発につながる技術や軍事目的のみ用いられるシングルユース技術が「特定技術分野」として政令で定められ、またデュアルユース技術については、一定のものを「特定技術分野」と定めた上で、国費による委託事業の成果であることや、防衛の用途で開発された技術であること等が、要件として政令で定められる可能性があります。

三 具体的な手続と非公開となつた場合の効果

「特定技術分野」に属する発明については、外国を第一国として特許出願できても、外国を第一国として特許出願できても、安全保障の目的を達成できませんから、何人も、そのような発明に関して外国で特許出願することが禁止され（推進法七八条）、違反した場合は刑罰が科されます（同法九四条）。外国を第一国として特許出願したい場

合、特許庁長官に対し、外国出願が制限される発明であるか確認を求められます（同法七九条）。

日本で特許出願すると、まずは特許庁長官において、特許出願に記載された発明が「特定技術分野」に属するかなどの第一次審査を行い（推進法六六条一項）、これを満たす場合には、内閣総理大臣による第二次審査に移行します。

内閣総理大臣は、（一）国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの有無及び程度、（二）出願を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響等を考慮して第二次審査を行います（推進法六七条一項）。これらの審査手続中、出願人には、発明に係る情報管理状況などを記載した書類の提出が求められる（推進法六七条九項、一〇項）ほか、発明内容の公開が禁止される（同法六八条）などの制約が課されます。

審査の結果、発明に係る情報を保全することが適当と判断されたときは、その発明が保全対象発明として指定されます（推進法七〇条一項）。保全指定の期間は指定の日から一年以内とされていますが、内閣総理大臣が必要と判断した場合は、一年を超えない範囲で期間が延長されます（同法七〇条二項、三項）。

発明が保全指定されると、保全期間が終了するか、保全の必要が無いとして保全指定が解除される（推進法七七条）までの間、出願人や発明内容を知る者は発明の実施・開示が制限され（同法七三条、七四条）、出願人は更に、出願の取下げができなくなる（同法七二条）ほか、保全対象発明の情報漏えい防止のために必要かつ適切な措置を講じる義務を負います（同法七五条）。また、出願が公

四 今後の実務上の留意点

推進法の規定の下でも、特許出願をすることによつて先願の地位を確保でき、同じ内容で後から出願された発明を排除できるメリットはありますが、発明が保全指定されると、原則として実施が制限されるほか、指定が解除されるまで特許権も取得できない等のデメリットもありませんから、これらを踏まえて、特定技術分野に属する発明を特許として出願するか、あるいは出願せずに自社の営業秘密とするか、検討する必要があります。

また、特定技術分野において、自社以外の第三者と共同して研究開発を行う場合には、推進法により外国出願が制限される可能性や、第三者の所在地によつては海外における同様の法規制の影響を受ける可能性があることから、誰が、どの国で特許出願を行うかや、発明が保全指定された場合の対応等を事前に明確に合意しておくことが重要となります。

開されないため特許庁での出願手続も進行せず、出願人は保全指定が終了するまで、保全対象発明について特許権を取得することができません。

なお、推進法八〇条は、保全指定を受けたことにより損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を国が補償することや、補償金額に不服がある者は訴えにより増額を請求できることを規定しており、保全指定により生じる不利益・不都合に対して、一定の手当が用意されていますが、どのような損失が補償されるかは、現時点では必ずしも明らかではありません。

このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、村上友紀氏、満上武尊氏、アザマト・シャキロフ氏、平野潤氏、三品明生氏、上田亮祐氏、増田昂治氏、秦野真衣氏、神田雄氏、小和田敦子氏、角川博美氏、金村玲奈氏が交代で執筆します。